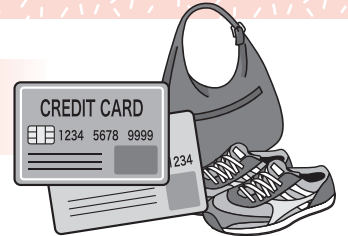


電子マネー、カード…等で支払ってトラブルになっていませんか?あなたの家族は大丈夫!?



近年、キャッシュレスでの支払い手段が次々に登場しており、クレジットカードやプリペイドカードに代表される電子マネー等を利用する場面が多くなってきています。

しかし、様々な決済の仕組みの中に、問題のある業者が入り込んでいて、プリペイドカード等を不正に取得しようとする悪質業者とのトラブルが発生するなど、消費生活センターには、電子マネー等に関する相談が寄せられています。

電子マネー等は、現金を用いず、買い物できるなど利便性が高く、容易に手続きできますが、思わぬトラブルが発生することもありますので、金額等を十分に確認した上で、慎重に支払いの手続きをしましょう。

特に、実物を見られないインターネット通販においては、記載内容(業者の連絡先が不明瞭ではないか、日本語がおかしくないか、など)もよく見るのが不可欠です。

以下の、電子マネー等に関する事例やアドバイスを、ぜひ、ご家族の皆さんで共有してください。

【事例1】 覚えがない請求だったが怖くなり、業者に指示されるまま、コンビニの端末で手続きをし、その後レジで支払いをした結果、相手の電子マネーにチャージしてしまった。

【事例2】 業者の話を聞いて負担がなく得だと思い、指示されるままクレジットカードで電子ギフト券を購入し、業者に送ったが、得することがないのに、クレジットカード会社から電子ギフト券購入分の請求がくる。

【事例3】 クレジットカードで購入した商品が偽物のため、販売業者に返品希望を伝えたが、対応してもらえないのに、クレジットカード会社からの請求はくる。

【事例4】 携帯電話会社から通信料と共に請求される方法で支払い、ブランドのスニーカーを購入したが偽物が届いた。

【消費者へのアドバイス】

1. 表示や金額をしっかりと確認した上で、支払い手続きを行いましょ。
2. 覚えがない請求の場合、絶対に、口頭やメール等でプリペイドカード番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージしたりせず、まずは、確認をしましょう。
3. プリペイドカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカード発行会社に連絡するようにしましょう。



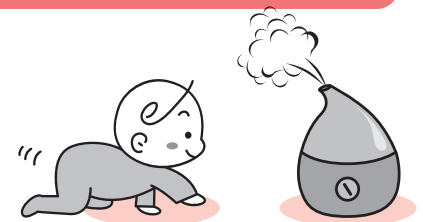
不安に思ったり、トラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センターや市町村消費相談窓口にご相談ください。

子どもの家庭内事故に注意!

子どもの加湿器への接近に御注意!やけどや怪我をすることも!!

乾燥防止に加湿器を利用している御家庭も多いと思いますが、加湿器で子どもがやけどや怪我をする事故が報告されています。

加湿器は子どもの手の届かない場所に置きましょう。また、熱い蒸気が出ないタイプの加湿器を使用したり、子どもが引っ張り加湿器をひっくり返さないよう電源コードの取扱いに注意するなど、事前防止を心掛けましょう。



クイズで学ぼう! お金のイロイロ(問)



矢口 百太

Q 金融機関の財務内容を調べるために利用する「ディスクロージャー誌」のdisclose(ディスクローズ)とは、どのような意味があるでしょう?

- ①計画する ②調査する ③発表する ④利益をあげる

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

ホームページ

検索

金融機関選び方編

知るぽるとHP「今月のクイズ」より

知るぽると

www.shiruporuto.jp

高知県金融広報委員会

(事務局 日本銀行高知支店総務課内)

TEL:088-822-0114

答えは次のページ →